

継続検査用納税証明書の送付廃止に関する Q&A

令和5年1月より、市区町村が賦課徴収する軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS」の運用が始まりました。(軽JNKS(ジェンクス)は、軽自動車税納付確認システム(Jidoshazei Nofu Kakunin System)の略称です。)

- ⇒車検用納税証明書をお持ちでない人でも、納税情報が検査場に届いていれば車検を受けることができます。
- ⇒そのため、R6年度より、軽JNKSにより納付確認が取れる車種については、納税証明書(継続検査用)を送付いたしません。(軽JNKS未対応の二輪については発送します。)

Q1：すぐに車検があるから急ぐ場合はどうしたらいいのか。

A1：軽JNKSに納付情報が反映されるまでには日数がかかるため、コンビニや金融機関の窓口などで納付していただき、領収印の押された納税証明書(継続検査用)をお持ちになって車検を受けてください。

Q2：納税情報が検査場に届いてオンラインで確認できるようになるのはいつか。

A2：納付方法やタイミングによりますが、約2週間から、遅い場合は1か月程度かかることがあります。

Q3：地方税お支払サイトを利用して軽自動車税(種別割)を納付しましたが、車検を受けようとしたところまだ軽JNKSで確認できないと言われた。なるべく早く車検に行きたいが、どうしたらいいか。

A3：市役所で納付の速報が確認できれば、証明窓口で納税証明書を発行することができます。市民税課から各区役所・出張所に通知している内容のとおりです。

※ 地方税お支払サイトを利用した場合、軽JNKSへの反映には時間がかかりますが、3営業日で速報となるので、COKASの画面を確認して案内してください。

Q4：口座振替で納付した場合は軽JNKSへの反映に時間がかかると聞いた。納付してすぐに車検がある場合はどうしたらいいか。

A4：口座振替の8営業日後に軽JNKSへ納付が反映されます。それより前であれば、支払いの事実が確認できるもの(引き落としが記帳された通帳)をお持ちのうえ、納税証明書を請求していただきます。

Q5：二輪も軽JNKSで納付確認できるか。

A5：軽JNKSの対象は三輪・四輪のみのため、二輪の車検には引き続き紙の納税証明書が必要になります。二輪はまだ軽JNKSに対応していないためです。

Q6: 軽自動車税の未納がないにもかかわらず、紙の納税証明書が必要になる場合はあるか。

A6: 次のようなケースは、軽 JNKS による納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合
- ・ 二輪の場合

Q7: 紙の納税証明書が必要なとき、本人以外の代理人でも請求できるか。

A7: 車検証のコピーがあれば、本人でなくても請求できます。なお、車検用の証明発行は無料です。